

# 兵庫県公報

令和5年12月21日 木曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 .....	1

## 公布された法令のあらまし

◎職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第7号）  
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年12月21日

兵庫県人事委員会  
委員長 田中基康

### 兵庫県人事委員会規則第7号

#### 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第37条第22項中「100分の96」を「100分の98.5」に、「100分の200」を「100分の205」に、「100分の116」を「100分の118.5」に、「100分の240」を「100分の245」に改め、同条第23項中「100分の45.5」を「100分の46.75」に、「100分の55.5」を「100分の56.75」に改める。

第37条に次の1項を加える。

27 条例第26条第2項ただし書に規定する人事委員会規則で定める場合は、同条第1項の職員が少数であること等の事情により、第22項第1号又は第23項第1号に定める成績率によることが困難であると認められる場合とする。

附則別表(1)の項から(6)の項までを次のように改める。

	円	円
(1) 採用の日から1年間	35,600	24,500
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600	23,100
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600	21,700
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600	20,300
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600	18,900
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	35,600	17,500

別表第19(1)の項から(27)の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円	円
(1) 採用の日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	35,000
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	33,000
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	31,000
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	29,000
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	27,000
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	25,000
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	48,200	23,000
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	46,400	21,000
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	44,600	19,000
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	42,800	17,000
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	41,000	14,000
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	39,200	11,000
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	37,400	8,000
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	35,600	5,000
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	34,200	2,000
(16) (15)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	32,800	
(17) (16)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	31,400	
(18) (17)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	30,000	
(19) (18)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	28,600	
(20) (19)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	27,200	
(21) (20)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	25,800	
(22) (21)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	25,200	
(23) (22)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	24,600	

(24) (23)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	23,700
(25) (24)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	23,100
(26) (25)の期間が満了する日の翌日から1年間	369,500	309,200	251,700	185,000	22,500
(27) (26)の期間が満了する日の翌日から1年間	311,300	259,600	203,800	146,200	21,900

別表第20を次のように改める。

別表第20（第13条関係）

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給								
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	2	1	6	6	2	2	1	1
15	1	3	1	7	7	3	3	1	1
16	1	4	1	8	8	4	4	1	1
17	1	5	1	9	9	5	5	1	1
18	1	6	1	10	10	6	6	2	1
19	1	7	1	11	11	7	7	3	1
20	1	8	1	12	12	8	8	4	1
21	1	9	1	13	13	9	9	5	1
22	1	10	2	14	14	10	10	6	2
23	1	11	3	15	15	11	11	7	3
24	1	12	4	16	16	12	12	8	4
25	1	13	5	17	17	13	13	9	5
26	1	14	6	18	18	14	14	10	6
27	1	15	7	19	19	15	15	11	7
28	1	16	8	20	20	16	16	12	8
29	1	17	9	21	21	17	17	13	9
30	1	18	10	22	22	18	18	13	10
31	1	19	11	23	23	19	19	13	11
32	1	20	12	24	24	20	20	13	12

33	1	21	13	25	25	21	21	13	13
34	2	22	14	26	26	21	22	14	13
35	3	23	15	27	27	22	23	14	13
36	4	24	16	28	28	22	24	14	14
37	5	25	17	29	29	23	25	14	14
38	6	26	18	30	30	23	25	14	14
39	7	27	19	31	31	24	26	15	15
40	8	28	20	32	32	24	26	15	15
41	9	29	21	33	33	25	27	15	15
42	10	30	22	34	34	25	27	15	16
43	11	31	23	35	35	26	28	15	16
44	12	32	24	36	36	26	28	16	16
45	13	33	25	37	37	27	28	16	17
46	14	34	26	38	38	27	28	16	
47	15	35	27	39	39	28	28	16	
48	16	36	28	40	40	28	29	16	
49	17	37	29	41	41	29	29	17	
50	18	38	30	42	41	29	29		
51	19	39	31	43	42	29	29		
52	20	40	32	44	42	29	29		
53	21	41	33	45	43	30	30		
54	21	41	34	46	43	30	30		
55	22	42	35	47	44	30	30		
56	22	42	36	48	44	30	30		
57	23	43	37	49	45	31	30		
58	23	43	38	50	45	31	31		
59	24	44	39	51	46	31	31		
60	24	44	40	52	46	31	31		
61	25	45	41	53	47	31	31		
62	25	46	42	54	47	31	31		
63	26	47	43	55	48	31	32		
64	26	48	44	56	48	31	32		
65	27	49	45	57	49	31	32		
66	27	49	45	58	49	31			
67	28	50	45	59	50	31			
68	28	50	46	60	50	31			
69	29	51	46	61	50	31			
70	29	51	46	62	50	31			
71	29	52	47	63	50	31			
72	30	52	47	64	50	31			
73	30	53	47	65	50	31			
74	30	53	48	66	50	31			
75	31	53	48	67	50	31			
76	31	53	48	68	50	31			
77	31	53	49	68	51	31			
78	32	54	49	68	51	32			
79	32	54	49	68	51	32			

80	32	54	50	68	51	32			
81	33	54	50	69	51	32			
82	33	54	50	69	51	32			
83	33	55	51	69	51	32			
84	34	55	51	69	51	32			
85	34	55	51	69	51	33			
86	34	55	52	70	51				
87	35	55	52	70	51				
88	35	56	52	70	51				
89	35	56	53	71	52				
90	36		53	72	52				
91	36		53	73	52				
92	36		53	74	52				
93	37		54	75	53				
94			54	75	53				
95			54	76	53				
96			54	76	53				
97			55	77	54				
98			55	78					
99			55	79					
100			55	80					
101			55	81					
102			55						
103			55						
104			56						
105			56						
106			56						
107			56						
108			56						
109			56						
110			56						
111			57						
112			57						
113			57						
114			57						
115			57						
116			57						
117			57						

備考 この表の昇格後の号給欄中「3級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第20の2 昇格後の号給の欄中

「

18	10	26
19	11	27
20	12	28

「

17	10	26
18	11	27
18	12	28

21	13	29
21	14	29
22	15	30
22	16	30
23	17	31
23	17	31
24	18	32
24	18	32
25	19	33
25	19	34
26	20	35
26	20	36
27	21	37
27	21	37
28	21	38
28	22	38
29	22	39
29	22	39
30	23	40
30	23	40
31	23	41
31	24	41
32	24	41
32	24	42
33	25	42
33	25	42
34	26	43
34	26	43
35	27	43
35	27	43
36	28	44
36	28	44
37	29	44
37	30	44

を

19	13	29
19	14	29
20	15	30
20	16	30
21	17	31
22	17	31
23	17	32
24	18	32
25	18	33
25	18	34
26	19	35
26	19	36
27	19	37
27	20	37
28	20	37
28	20	38
29	21	38
29	21	38
29	22	39
30	22	39
30	23	39
30	23	40
30	23	40
31	24	40
31	24	40
31	25	41
32	25	41
32	25	42
32	26	42
33	26	42
33	26	42
34	27	43
34	27	43
35	27	43
35	28	44

に改める。

38	31	45
38	32	45
39	33	45
39	33	45
40	33	46
40	33	46
41	34	46
41	34	46
42	34	47
42	34	47
43	35	47
43	35	48
44	35	48
44	35	48
45	36	49
46	36	
47	36	
48	36	
49	37	
50		
51		
52		
53		
53		
54		
54		
55		
55		
56		
56		
57		

」

36	28	44
36	28	44
37	29	45
37	30	45
38	31	45
38	32	46
39	33	46
39	33	46
40	33	47
40	33	47
41	34	47
41	34	48
42	34	48
42	34	48
43	35	49
43	35	
44	35	
44	35	
45	36	
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
53		
53		
54		
54		

」

別表第20の3昇格後の号給の欄中

26		25
26		26
27		26
27		26
27		26
27		27
28		27
28		27
28	を	27
28		28
29		28
29		28
29		28
30		29
30		29
30		29
31		30
31		30

に改める。

別表第20の4昇格後の号給の欄中

42		41
43		42
44		42
45		43
46		43
47		44
48		44
49		45
50		46
51		47
52		48
53		49
54		50



55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
65	62
66	63
66	64
67	65
67	65
68	66
68	66
69	67
70	67
71	68
72	68
73	69
73	70
74	71
74	72
75	73
75	74
76	75
76	76
77	77
77	77
78	78

78		78
79		79
79		79
80		80
80		80
81		81
81		81
81		81
81		81
82		81
82		82
82	を	82
82		82
83		82
83		82
83		83
83		83
84		83
84		83
84		83
84		84
85		84
85		84
85		84
86		84
86		85
86		85
87		85
87		86
87		86
88		86
88		87
88		87

に改める。

89	87
89	88
89	88
89	88
90	89
90	89
90	89
90	89
91	90
91	90
91	90
91	90
92	91
92	91
92	91
92	91
93	92
93	92
93	92
93	92
94	93
94	93
94	93
94	94
95	94
95	94
95	95
95	95
96	95
96	96
96	96
96	96
97	97

97	97
97	97
98	97
98	98
98	98
99	98
99	98

別表第20の5昇格後の号給の欄中

62	58	54
63	59	55
64	60	56
65	61	57
66	62	58
67	63	59
68	64	60
69	65	61
70	66	62
71	67	63
72	68	64
73	69	65
74	70	66
75	71	67
76	72	68
77	73	69
77	74	69
78	75	70
78	76	70
79	77	71
79	78	71
80	79	72
80	80	72
81	81	73
82	82	74

62	58	53
63	59	54
64	60	54
65	61	55
66	62	55
67	63	56
68	64	56
69	65	57
69	66	58
70	67	59
70	68	60
71	69	61
71	70	62
72	71	63
72	72	64
73	73	65
74	74	66
75	75	67
76	76	68
77	77	69
78	78	70
79	79	71
80	80	72
81	81	73
82	82	74

83	83	75
84	84	76
85	85	77
86	86	78
87	87	79
88	88	80
89	89	81
90	89	82
91	90	83
92	90	84
93	91	85
93	91	86
94	92	87
94	92	88
95	93	89
95	94	89
96	95	90
96	96	90
97	97	91
97	98	91
98	99	92
98	100	92
99	101	93
99	101	93
100	101	94
100	102	94
101	102	95
101	102	95
101	103	96
102	103	96
102	103	96
102	104	96
103	104	96

を

83	83	75
84	84	76
85	85	77
86	86	78
87	87	79
88	88	80
89	89	81
90	89	82
91	90	83
92	90	84
93	91	85
93	91	86
93	92	87
94	92	88
94	93	89
94	94	89
95	95	90
95	96	90
95	97	91
96	98	91
96	99	92
96	100	92
97	101	93
97	101	93
98	101	94
98	102	94
99	102	95
99	102	95
100	103	96
100	103	96
101	103	96
101	104	96
101	104	96

に改める。

103	104	96	102	104	96
103	105	96	102	105	96
104	105	96	102	105	96
104	105	96	103	105	96
104	106	96	103	106	96
105	106	97	103	106	97

別表第20の6を次のように改める。

別表第20の6（第14条関係）

行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	33	13	21	9	9	13	13	17	21
2	33	14	22	10	10	14	14	18	22
3	33	15	23	11	11	15	15	19	23
4	34	16	24	12	12	16	16	20	24
5	35	17	25	13	13	17	17	21	25
6	36	18	26	14	14	18	18	22	26
7	38	19	27	15	15	19	19	23	27
8	39	20	28	16	16	20	20	24	28
9	41	21	29	17	17	21	21	25	29
10	42	22	30	18	18	22	22	26	30
11	43	23	31	19	19	23	23	27	31
12	44	24	32	20	20	24	24	28	32
13	45	25	33	21	21	25	25	33	35
14	46	26	34	22	22	26	26	38	38
15	47	27	35	23	23	27	27	43	41
16	48	28	36	24	24	28	28	48	44
17	49	29	37	25	25	29	29	49	45
18	50	30	38	26	26	30	30	49	45
19	51	31	39	27	27	31	31	49	45
20	52	32	40	28	28	32	32	49	45
21	54	33	41	29	29	34	33	49	45
22	56	34	42	30	30	36	34	49	
23	58	35	43	31	31	38	35	49	
24	60	36	44	32	32	40	36	49	
25	62	37	45	33	33	42	38	49	
26	64	38	46	34	34	44	40	49	
27	66	39	47	35	35	46	42	49	
28	68	40	48	36	36	48	47	49	
29	71	41	49	37	37	52	52	49	
30	74	42	50	38	38	56	57	49	
31	77	43	51	39	39	77	62	49	

32	80	44	52	40	40	84	65	49	
33	83	45	53	41	41	85	65	49	
34	86	46	54	42	42	85	65	49	
35	89	47	55	43	43	85	65	49	
36	92	48	56	44	44	85	65	49	
37	93	49	57	45	45	85	65	49	
38	93	50	58	46	46	85	65	49	
39	93	51	59	47	47	85	65	49	
40	93	52	60	48	48	85	65	49	
41	93	54	61	49	50	85	65	49	
42	93	56	62	50	52	85	65	49	
43	93	58	63	51	54	85	65	49	
44	93	60	64	52	56	85	65	49	
45	93	61	67	53	58	85	65	49	
46	93	62	70	54	60	85	65		
47	93	63	73	55	62	85	65		
48	93	64	76	56	64	85	65		
49	93	66	79	57	66	85	65		
50	93	68	82	58	76	85			
51	93	70	85	59	88	85			
52	93	72	88	60	92	85			
53	93	77	92	61	96	85			
54	93	82	96	62	97	85			
55	93	87	103	63	97	85			
56	93	89	110	64	97	85			
57	93	89	117	65	97	85			
58	93	89	117	66	97	85			
59	93	89	117	67	97	85			
60	93	89	117	68	97	85			
61	93	89	117	69	97	85			
62	93	89	117	70	97	85			
63	93	89	117	71	97	85			
64	93	89	117	72	97	85			
65	93	89	117	73	97	85			
66	93	89	117	74	97				
67	93	89	117	75	97				
68	93	89	117	80	97				
69	93	89	117	85	97				
70	93	89	117	88	97				
71	93	89	117	89	97				
72	93	89	117	90	97				
73	93	89	117	91	97				
74	93	89	117	92	97				
75	93	89	117	94	97				
76	93	89	117	96	97				
77	93	89	117	97	97				
78	93	89	117	98	97				

79	93	89	117	99	97				
80	93	89	117	100	97				
81	93	89	117	101	97				
82	93	89	117	101	97				
83	93	89	117	101	97				
84	93	89	117	101	97				
85	93	89	117	101	97				
86	93	89	117	101					
87	93	89	117	101					
88	93	89	117	101					
89	93	89	117	101					
90		89	117	101					
91		89	117	101					
92		89	117	101					
93		89	117	101					
94		89	117	101					
95		89	117	101					
96		89	117	101					
97		89	117	101					
98		89	117						
99		89	117						
100		89	117						
101		89	117						
102		89							
103		89							
104		89							
105		89							
106		89							
107		89							
108		89							
109		89							
110		89							
111		89							
112		89							
113		89							
114		89							
115		89							
116		89							
117		89							

別表第20の7降格後の号給の欄中

「

41	50	33
42	52	34
43	54	35

「

42	51	33
44	54	34
46	57	35



44	56	36
46	59	37
48	62	38
50	65	39
52	68	40
54	70	41
56	72	42
58	74	43
60	76	44
62	77	46
64	78	48
66	79	50
68	80	52
70	84	53
72	88	54
74	92	55
76	96	56
78	97	58
80	97	60
82	97	62
84	97	64
86	97	67
88	97	70
90	97	74
92	97	78
93	97	82
94	97	86
95	97	89
96	97	92
97	97	93
98	97	93
99	97	93
100	97	93
102	97	93

を

48	60	36
49	62	37
50	64	38
51	66	39
52	68	40
54	71	41
56	74	42
58	77	43
60	80	44
63	81	46
66	82	48
69	83	50
72	84	52
74	88	53
76	92	54
78	96	55
80	97	56
82	97	59
84	97	62
86	97	65
88	97	68
90	97	70
92	97	74
94	97	77
96	97	80
97	97	83
98	97	86
99	97	89
100	97	92
101	97	93
102	97	93
103	97	93
104	97	93
107	97	93

に改める。

104	97	93
106	97	93
108	97	93

109	97	93
109	97	93
109	97	93

別表第20の8降格後の号給の欄中

46	を	47
48		51
52		55
56		59
59		62
62		64

に改める。

別表第20の9降格後の号給の欄中

23	を	24
25		25
26		26
27		28
28		29
29		30

に、

57	58
58	60
59	62
60	64
61	65
62	66
63	67
64	68
65	69
66	70
67	71
68	72
69	73

70		74
71		75
72		76
73		77
74		78
75		79
76		80
77		81
78		82
79		83
80		84
82		86
84		88
86		90
88		92
89		93
90		94
91	を	95
92		96
94		97
96		98
98		99
100		100
102		102
104		104
106		106
108		108
112		113
116		118
120		123
124		128
127		131
130		134
133		137

に改める。

136	140
140	144
144	148
148	152
152	156
156	159
160	162
164	165
168	168
171	172
174	176

別表第20の10降格後の号給の欄中

18	21	27
19	22	28
20	23	29
21	25	30
22	26	31
23	27	32
24	28	33
25	29	34
26	30	35
27	31	36
28	32	37
29	33	38
30	35	39
31	36	40
32	37	41
33	38	42
34	39	43
35	40	44
37	41	45
37	42	46
38	43	47

を

18	22	27
19	23	28
20	24	29
21	25	30
22	26	31
23	27	32
24	28	33
25	30	34
27	30	35
28	32	36
29	33	37
29	34	38
30	35	39
31	36	40
33	37	41
33	38	42
34	39	43
35	40	44
37	41	45
38	42	46
39	43	47

に、

39	44	48
40	45	49

40	44	48
41	45	49

58	61	66
59	63	67
60	64	68
61	65	69
62	66	70
63	67	71
64	68	72
65	69	73
66	70	74
67	71	75
68	72	76
69	73	77
70	74	78
71	75	79
72	76	80
73	77	81
74	78	82
75	79	83
76	80	84
77	81	86
78	82	88
79	83	90
80	84	92
81	85	93
82	86	94
83	87	95
84	88	96
86	89	97
88	90	98
90	91	99

を

58	62	66
59	63	67
60	64	68
61	65	70
62	66	72
63	67	74
64	68	76
65	69	77
66	70	78
67	71	79
68	72	80
69	73	81
70	74	82
71	75	83
72	76	84
73	77	85
74	78	86
75	79	87
76	80	88
78	81	89
80	82	90
82	83	91
84	84	92
85	85	93
86	86	94
87	87	95
88	88	96
89	89	97
90	90	98
91	91	99

に、

「

106	109	118
108	110	120
110	111	122
112	112	132
114	113	137
116	114	138
118	115	139
120	116	141
123	119	142
126	122	143
129	125	144
132	128	145

「

107	109	118
110	110	120
113	111	122
116	112	132
118	113	137
120	114	138
122	115	139
124	116	141
127	119	142
130	122	143
133	125	144
133	128	145

を

に改める。

」

」

別表第24中「勤務時間」を「勤務期間」に改める。

第2条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第28条の5第1項第1号中「その他の原動機付の交通用具」を削り、同項第2号中「自動車その他の原動機付の交通用具で2輪のもの」を「2輪の自動車」に改め、「を含む。）」の右に「及び一般原動機付自転車」を加え、同項第3号中「自転車」の前に「特定小型原動機付自転車及び」を加える。

第29条第1項第1号中「自動車その他の原動機付の交通用具」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車」に改める。

附則第4項中「第16項」を「第17項」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第43条第20項中「100分の96」を「100分の98.5」に、「100分の200」を「100分の205」に改め、同条第21項中「100分の45.5」を「100分の46.75」に改める。

附則別表第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	6,300円。ただし、1号給5,580円、2号給5,629円、 3号給5,679円、4号給5,728円、5号給5,778円、 6号給5,836円、7号給5,895円、8号給5,953円、 9号給6,007円、10号給6,075円、11号給6,138円、 12号給6,201円、13号給6,264円
2 級	7,800円。ただし、1号給6,093円、2号給6,160円、 3号給6,223円、4号給6,295円、5号給6,358円、 6号給6,426円、7号給6,493円、8号給6,556円、 9号給6,628円、10号給6,705円、11号給6,777円、 12号給6,844円、13号給6,921円、14号給6,975円、 15号給7,020円、16号給7,069円、17号給7,123円、 18号給7,164円、19号給7,200円、20号給7,240円、 21号給7,294円、22号給7,348円、23号給7,402円、 24号給7,452円、25号給7,501円、26号給7,564円、 27号給7,623円、28号給7,681円、29号給7,735円

附則別表第19条の4第1項第2号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	5,900円。ただし、1号給5,580円、2号給5,629円、 3号給5,679円、4号給5,728円、5号給5,778円、 6号給5,836円、7号給5,895円
2 級	7,700円。ただし、1号給6,093円、2号給6,160円、 3号給6,223円、4号給6,295円、5号給6,358円、 6号給6,426円、7号給6,493円、8号給6,556円、 9号給6,628円、10号給6,705円、11号給6,777円、 12号給6,844円、13号給6,921円、14号給6,975円、 15号給7,020円、16号給7,069円、17号給7,123円、 18号給7,164円、19号給7,200円、20号給7,240円、 21号給7,294円、22号給7,348円、23号給7,402円、 24号給7,452円、25号給7,501円、26号給7,564円、 27号給7,623円、28号給7,681円

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	9,000円。ただし、1号給7,974円、2号給8,041円、 3号給8,113円、4号給8,181円、5号給8,253円、 6号給8,338円、7号給8,419円、8号給8,505円、 9号給8,581円、10号給8,676円、11号給8,766円、 12号給8,856円、13号給8,946円
2 級	11,100円。ただし、1号給8,703円、2号給8,797円、 3号給8,892円、4号給8,991円、5号給9,085円、 6号給9,180円、7号給9,274円、8号給9,369円、 9号給9,468円、10号給9,576円、11号給9,679円、 12号給9,778円、13号給9,886円、14号給9,963円、 15号給10,030円、16号給10,098円、17号給10,174円、 18号給10,233円、19号給10,287円、20号給10,345円、 21号給10,422円、22号給10,498円、23号給10,575円、 24号給10,647円、25号給10,714円、26号給10,804円、 27号給10,890円、28号給10,975円、29号給11,052円

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	8,400円。ただし、1号給7,974円、2号給8,041円、 3号給8,113円、4号給8,181円、5号給8,253円、 6号給8,338円
2 級	11,000円。ただし、1号給8,703円、2号給8,797円、 3号給8,892円、4号給8,991円、5号給9,085円、 6号給9,180円、7号給9,274円、8号給9,369円、 9号給9,468円、10号給9,576円、11号給9,679円、 12号給9,778円、13号給9,886円、14号給9,963円、 15号給10,030円、16号給10,098円、17号給10,174円、 18号給10,233円、19号給10,287円、20号給10,345円、 21号給10,422円、22号給10,498円、23号給10,575円、 24号給10,647円、25号給10,714円、26号給10,804円、 27号給10,890円、28号給10,975円

別表第15の2昇格後の号給の欄中

「

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55

を

「

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
47
48
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53

に改める。



55	53
56	54
56	54
57	55
57	55
58	56
58	56
59	57
59	57
60	58
60	58
61	59
61	59
62	60
62	60
63	61
63	61
64	62
64	62
65	63
65	63
66	64
66	64
67	65
67	65
68	66
68	66
69	67
69	67
69	68
70	68
70	69
70	69

71	69
71	69
71	70
72	70
72	70
72	70
73	71
73	71
73	71
73	71
73	72
74	72
74	72
74	72
74	73
74	73
75	73
75	73
75	73
75	73
75	74
76	74
76	74
76	74
76	74
76	74
77	75
77	75
77	75
77	75
77	75
77	75
77	75
78	76



41
42
42
42
43
43
43
44

を

40
40
41
41
42
42
43
43

に、

「

54
54
55
55
56
56
57
58
59
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65

を

「

53
54
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
62
62

に改める。

65	62
65	62
65	63
65	63
65	63
66	63
66	64
66	64
66	64
66	64
66	64
66	65

別表第15の4降格後の号給の欄中

45	46
46	48
47	50
48	52
50	54
52	56
54	58
56	60
59	62
62	64
65	66
68	68
69	70
70	72
71	74
72	76
74	78
76	80
78	82
80	84

を

に改める。

82	86
84	88
86	90
88	92
90	94
92	96
94	98
96	100
98	102
100	104
102	106
104	108
107	112
110	116
113	120
116	124
121	130
126	136
131	142
136	148
142	150
148	156
156	164
164	169

別表第15の5降格後の号給の欄中

「		を	「	に、
21			22	
23			23	
24			24	
」			」	
「			「	
45			46	
46			48	
47			50	
」			」	

48	を	52	に、
51		54	
54		56	
57		58	

78		79	
80		82	
82		85	
84		88	
85		90	
86		92	
87	を	94	に改める。
88		96	
91		100	
94		104	
97		108	
100		112	
107		113	

別表第20中「勤務時間」を「勤務期間」に改める。

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第27条の5第1項第1号中「その他の原動機付の交通用具」を削り、同項第2号中「自動車その他の原動機付の交通用具で2輪のもの」を「2輪の自動車」に改め、「を含む。）」の右に「及び一般原動機付自転車」を加え、同項第3号中「自転車」の前に「特定小型原動機付自転車及び」を加える。

第28条第1項第1号中「自動車その他の原動機付の交通用具」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車」に改める。

附則第4項中「第21項」を「第22項」に改める。

（災害派遣手当等の支給に関する規則の一部改正）

第5条 災害派遣手当等の支給に関する規則（昭和42年人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第2条第2項中「第37条の3」を「第37条の4」に改める。

（職員給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第6条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成8年兵庫県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「改正条例附則第14項」を「改正条例附則第14項の規定の適用を受ける職員のうち、自動車及び一般原動機付自転車（第17項において「自動車等」という。）を使用するものに係る同項」に改める。

附則第17項を附則第18項とし、附則第16項中「（原動機付のものに限る。）」を削り、同項を附則第17項とし、附則第15項の次に次の1項を加える。

16 改正条例附則第14項の規定の適用を受ける職員のうち、特定小型原動機付自転車及び自転車を使用するものに係る同項の人事委員会規則で定める通勤距離の区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の人事委員

会規則で定める通勤手当の月額はその各号に掲げる通勤距離の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,100円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,000円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 12,900円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 15,800円
- (7) 片道30キロメートル以上 18,700円

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第7条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成8年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「改正条例附則第14項」を「改正条例附則第14項の規定の適用を受ける職員のうち、自動車及び一般原動機付自転車（第22項において「自動車等」という。）を使用するものに係る同項」に改める。

附則第24項を附則第25項とし、附則第23項を附則第24項とし、附則第22項を附則第23項とし、附則第21項中「（原動機付のものに限る。）」を削り、同項を附則第22項とし、附則第20項の次に次の1項を加える。

21 改正条例附則第14項の規定の適用を受ける職員のうち、特定小型原動機付自転車及び自転車を使用するものに係る同項の人事委員会規則で定める通勤距離の区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める通勤手当の月額は当該各号に掲げる通勤距離の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,100円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,000円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 12,900円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 15,800円
- (7) 片道30キロメートル以上 18,700円

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第8条 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「120」を「122.5」に改める。

第9条 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

目次及び第2章の章名中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、目次の第2章第5節中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加え、「第18条・」を「第18条一」に改め、第2章第5節の節名中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加える。

第18条第2項中「会計年度中の期間」の右に「（当該会計年度中の期間が当該会計年度の前会計年度から引き続き場合にあつては、当該前会計年度中の期間を含む。第31条及び第41条において同じ。）」を加え、「その者の属する会計年度の中途に」を削る。

第18条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第18条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員のうち、それぞれその基準日現在において、その基準日の属する任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この条において同じ。）（前条第2項に規定するこれに準ずる期間を含む。）が6月以上であり、かつ、その基準日の属する任期における1週間当たりの勤務時間として前条第3項で定める時間が15時間30分以上である者に対して、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会の定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員のうち、それぞれその退職し、又は死亡した日現在において、その日の属する任期（前条第2項に規定するこれに準ずる期間を含む。）が6月以上であり、かつ、その日の属する任期における1週間当たりの勤務時間として前条第3項で定める時間が15時間30分以上である者（人事委員会の定める者を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が第4項から第9項までに定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する前



- 項の第1号会計年度任用職員の総額は、当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、前条第5項各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
  - 4 第2項の規定による勤勉手当の額の算定の基礎となる第1号会計年度任用職員としての在職期間の算定については、前条第6項第1号の規定を準用する。
  - 5 勤勉手当の支給割合は、第1号会計年度任用職員の勤務期間による割合（次項において「期間率」という。）に第8項に規定する第1号会計年度任用職員の勤務成績による割合（同項において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。
  - 6 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、別表第1に定める割合とする。
  - 7 前項の勤務期間は、第1号会計年度任用職員としての在職期間（前条第6項の規定により算入された在職期間を含む。）から次に掲げる期間を除いた期間とする。この場合において、除く期間が日をもって計算されるときは、30日をもって1箇月とする。
    - (1) 休職又は停職の期間。ただし、公務又は通勤に基づく傷病による休職の期間を除く。
    - (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間
    - (3) 公務又は通勤に基づく傷病以外の傷病により勤務しなかった期間から第15条第1項第5号及び第6号に規定する期間、第45条第1項に規定する週休日（以下この項において「週休日」という。）、第54条第1項の規定により指定された超勤代休時間（以下この項において「超勤代休時間」という。）、第55条に規定する休日（第56条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した第1号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この項において「休日等」という。）、第60条に規定する年次休暇（以下この項において「年次休暇」という。）の期間、第62条又は職員の子育て支援に関する規則第6条に規定する特別休暇（以下この項において「特別休暇」という。）の期間並びに第68条に規定する組合休暇（以下この項において「組合休暇」という。）の期間を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
    - (4) 第1号会計年度任用職員の都合により勤務しなかった期間。ただし、第15条第1項第5号及び第6号に規定する期間、週休日、超勤代休時間、休日等、年次休暇の期間、特別休暇の期間並びに組合休暇の期間を除く。
    - (5) 第69条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日、超勤代休時間及び休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
    - (6) 第69条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
    - (7) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第31条第2項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をした期間
    - (8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
  - 8 第1号会計年度任用職員の成績率は、当該第1号会計年度任用職員が次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。
    - (1) 勤務成績が優秀な第1号会計年度任用職員 100分の102.5超100分の205以下
    - (2) 勤務成績が良好な第1号会計年度任用職員 100分の102.5
    - (3) 勤務成績が良好でない第1号会計年度任用職員 100分の102.5未満
  - 9 子育て支援条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
    - (1) 育児休業法第2条の規定による育児休業をしていた期間
    - (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けた期間
    - (3) 休職又は停職の期間。ただし、公務又は通勤に基づく傷病による休職の期間を除く。
    - (4) 公務又は通勤に基づく傷病以外の傷病その他第1号会計年度任用職員の都合により勤務しなかった期間。ただし、第15条第1項第5号及び第6号に規定する期間、年次休暇の期間、特別休暇の期間、第63条に規定する介護休暇の期間並びに組合休暇の期間を除く。

第19条の見出し中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加え、同条中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加える。

第20条及び第21条の見出し中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、第20条から第23条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第26条中「別表第1」を「別表第2の1」に改める。

第27条第2項中「別表第2」を「別表第2の2」に改める。

第31条第1項第1号中「その者の任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この条において同じ。）の属する会計年度の中途に」を削り、「としての任期」の右に「（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項第2号中「その者の任期の属する会計年度の中途に」を削り、同条第2項中「第8項の」を「第8項に」に改める。

第31条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第31条の2 職員給与規則第37条第20項の勤務期間は、第2号会計年度任用職員としての在職期間（第31条第2項の規定により算入された在職期間を含む。）から次に掲げる期間を除いた期間とする。この場合において、除く期間が日をもって計算されるときは、30日をもって1箇月とする。

- (1) 休職又は停職の期間。ただし、公務又は通勤に基づく傷病による休職の期間を除く。
- (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間
- (3) 公務又は通勤に基づく傷病以外の傷病により勤務しなかった期間から職員給与規則第3条第2項第1号及び第2号に規定する期間、勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日（以下この項において「週休日」という。）、同条例第11条の3第1項の規定により指定された超勤代休時間（以下この項において「超勤代休時間」という。）、同条例第12条に規定する休日（同条例第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した第2号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この項において「休日等」という。）、第60条に規定する年次休暇（以下この項において「年次休暇」という。）の期間、第62条又は職員の子育て支援に関する規則第6条に規定する特別休暇（以下この項において「特別休暇」という。）の期間並びに第68条に規定する組合休暇（以下この項において「組合休暇」という。）の期間を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (4) 第2号会計年度任用職員の都合により勤務しなかった期間。ただし、第15条第1項第5号及び第6号に規定する期間、週休日、超勤代休時間、休日等、年次休暇の期間、特別休暇の期間並びに組合休暇の期間を除く。
- (5) 勤務時間条例第20条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日、超勤代休時間及び休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (6) 勤務時間条例第20条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第31条第2項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をした期間
- (8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

2 第2号会計年度任用職員の成績率は、当該第2号会計年度任用職員が次の各号に掲げる第2号会計年度任用職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な第2号会計年度任用職員 100分の102.5超100分の205以下
- (2) 勤務成績が良好な第2号会計年度任用職員 100分の102.5
- (3) 勤務成績が良好でない第2号会計年度任用職員 100分の102.5未満

3 子育て支援条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業法第2条の規定による育児休業をしていた期間
- (2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けた期間
- (3) 休職又は停職の期間。ただし、公務又は通勤に基づく傷病による休職の期間を除く。
- (4) 公務又は通勤に基づく傷病以外の傷病その他第2号会計年度任用職員の都合により勤務しなかった期間。ただし、職員給与規則第3条第2項第1号及び第2号に規定する期間、年次休暇の期間、特別休暇

の期間、第63条に規定する介護休暇の期間並びに組合休暇の期間を除く。

第32条第1項中「第37条第6項」の右に「及び第21項から第23項」を加える。

第36条中「別表第1」を「別表第2の1」に改める。

第37条第2項中「別表第2」を「別表第2の2」に改める。

第41条第1項第1号中「その者の任期（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この条において同じ。）の属する会計年度の中途に」を削り、「としての任期」の右に「（任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項第2号中「その者の任期の属する会計年度の中途に」を削り、同条第2項中「第6項の」を「第6項に」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第41条の2 教育職員給与規則第37条第19項の勤務期間は、第2号教育会計年度任用職員としての在職期間（第41条第2項の規定により算入された在職期間を含む。）から次に掲げる期間を除いた期間とする。この場合において、除く期間が日をもって計算されるときは、30日をもって1箇月とする。

(1) 休職又は停職の期間。ただし、公務又は通勤に基づく傷病による休職の期間を除く。

(2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間

(3) 公務又は通勤に基づく傷病以外の傷病により勤務しなかった期間から教育職員給与規則第3条第1号から第3号までに規定する期間、勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日（以下この項において「週休日」という。）、同条例第11条の3第1項の規定により指定された超勤代休時間（以下この項において「超勤代休時間」という。）、同条例第12条に規定する休日（同条例第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した第2号教育会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この項において「休日等」という。）、第60条に規定する年次休暇（以下この項において「年次休暇」という。）の期間、第62条又は職員の子育て支援に関する規則第6条に規定する特別休暇（以下この項において「特別休暇」という。）の期間並びに第68条に規定する組合休暇（以下この項において「組合休暇」という。）の期間を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(4) 第2号教育会計年度任用職員の都合により勤務しなかった期間。ただし、教育職員給与規則第3条第1号から第3号までに規定する期間、週休日、超勤代休時間、休日等、年次休暇の期間、特別休暇の期間並びに組合休暇の期間を除く。

(5) 勤務時間条例第20条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日、超勤代休時間及び休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(6) 勤務時間条例第20条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第31条第2項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をした期間

(8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

2 第2号教育会計年度任用職員の成績率は、当該第2号教育会計年度任用職員が次の各号に掲げる第2号教育会計年度任用職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な第2号教育会計年度任用職員 100分の102.5超100分の205以下

(2) 勤務成績が良好な第2号教育会計年度任用職員 100分の102.5

(3) 勤務成績が良好でない第2号教育会計年度任用職員 100分の102.5未満

3 子育て支援条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業法第2条の規定による育児休業をしていた期間

(2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けた期間

(3) 休職又は停職の期間。ただし、公務又は通勤に基づく傷病による休職の期間を除く。

(4) 公務又は通勤に基づく傷病以外の傷病その他第2号教育会計年度任用職員の都合により勤務しなかった期間。ただし、教育職員給与規則第13条第1号から第3号までに規定する期間、年次休暇の期間、特別休暇の期間、第63条に規定する介護休暇の期間並びに組合休暇の期間を除く。

第42条第1項中「第43条第4項並びに」を「第43条第4項、第18項、第20項及び第21項、」に改め、「第43

条の3第1項」の右に「並びに同条第5項第17号、第19号及び第20号」を加える。

別表第1を別表第2の1、別表第2を別表第2の2に改める。

別表第2の1の前に次の1表を加える。

別表第1（第18条の2関係）

勤 務 期 間		割 合
6箇月		100分の100
5箇月15日以上	6箇月未満	100分の95
5箇月以上	5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上	5箇月未満	100分の80
4箇月以上	4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上	4箇月未満	100分の60
3箇月以上	3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上	3箇月未満	100分の40
2箇月以上	2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上	2箇月未満	100分の20
1箇月以上	1箇月15日未満	100分の15
15日以上	1箇月未満	100分の10
15日未満		100分の5
零		零

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条及び第9条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下「第1条改正後の職員給与規則」という。）の規定、第3条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「第3条改正後の教員給与規則」という。）の規定及び第8条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「第8条改正後の会計年度給与規則」）は、令和5年4月1日から適用する。  
（給料表の改定に伴う経過措置）
- 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条改正後の職員給与規則又は第3条改正後の教員給与規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の職員の給与に関する規則（以下「第1条改正前の職員給与規則」という。）又は第3条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「第3条改正前の教員給与規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、第1条改正後の職員給与規則又は第3条改正後の教員給与規則の規定にかかわらず、第1条改正前の職員給与規則又は第3条改正前の教員給与規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。  
（令和5年6月に支給される第1号会計年度任用職員の期末手当の額）
- 会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条に規定する第1号会計年度任用職員で令和5年12月に同条例第6条の規定による期末手当を支給されないものの同年6月の期末手当の額は、第8条の規定による改正後の会計年度給与規則第18条第4項及び附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。